

事務連絡

令和4年8月23日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿

地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

法務省民事局民事第二課

管轄外登記所における法定相続人情報を出力した書面の提供の開始について

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の規定に基づき実施する長期相続登記等未了土地解消作業において登記所に備え付けた法定相続人情報を出力した書面の管轄外登記所での提供について、相続登記を促進させるための行政サービスとして、別添1のとおり本年10月3日から取扱いを開始することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

また、これに伴い、長期相続登記等未了土地解消作業の結果判明した法定相続人に対する通知については、同日以降、別添2を使用願います。

## 長期相続登記等未了土地解消作業に基づき作成された 法定相続人情報を出力した書面の提供について

(令和4年10月3日から運用開始)

相続登記の促進に資するため、長期相続登記等未了土地解消作業に基づき作成された法定相続人情報については、全ての法務局（支局及び出張所を含む。）において、法務局から相続登記がされていない旨の通知がされた者を始め、法定相続人情報に法定相続人として記載されている者から、法定相続人情報の提供の依頼があった場合には、以下のとおり当該法務局において依頼人を確認の上、法定相続人情報を出力した書面を行政サービスとして提供する。

### 1 法定相続人情報を出力した書面の提供の依頼の方法

法定相続人情報を出力した書面の提供の依頼は、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第3項第6号に準ずる証明書（以下「本人確認書類」という。）を提示した上で法務局に別紙様式の長期相続登記等未了土地解消作業に基づく法定相続人情報を出力した書面の提供依頼書（以下「依頼書」という。）を提出する方法による。

また、代理人による依頼の場合は、当該代理人の本人確認書類及び同項第7号に準ずる代理人の権限を証する書面に加え、依頼人の本人確認書類の写しを提示又は添付した上で法務局に依頼書を提出する方法による。

なお、本取扱いは行政サービスとして関係者に情報提供を行うものであるから、任意代理により依頼を行う場合の資格者に制限はない。

おって、郵送による依頼も可能とし、その場合には依頼に必要となる上記書類に加え、返信用の封筒及び郵便切手の送付を求めることとする（郵送の場合、書留郵便等の受取確認ができる方法に限る。）。

### 2 法務局における確認及び提供

依頼書を受領した法務局は、1の依頼書が提出された場合、次のとおり対応する。

- (1) 本人確認を行い、本人確認書類が提示された場合には、依頼人の同意を得た上、写しを取り、依頼書に合わせてつづり込む。
- (2) 依頼書記載の法定相続人情報の作成番号と、対象不動産の登記記録に記録されている法定相続人情報の作成番号が一致していることの確認を

行う。特に、誤登録を理由として既に閉鎖された法定相続人情報を誤って提供することがないように、登記記録上の作成番号の確認には留意し、依頼のあった作成番号と異なる場合など、この確認作業において疑義が生じた場合には、法定相続人情報の作成を行った法務局に直ちに確認する。

- (3) 登記記録上の法定相続人情報の作成番号から、該当の法定相続人情報を確認し、依頼人が当該法定相続人情報に記載された者と同一人であることを確認する。
- (4) (1)から(3)までの確認の結果、依頼人が法定相続人情報に記載された法定相続人であること及び法定相続人情報が誤登録を理由に閉鎖されたものではないことが確認できた場合、法定相続人情報を出力した書面を依頼人に提供する。その際には、併せて、依頼人に対し、今後の登記申請において、法定相続人情報の作成番号をもって戸除籍謄本に代えて相続があったことを証する情報として活用できる旨を案内する。
- (5) 本取扱いによる法定相続人情報を出力した書面の提供に当たり、手数料は徴しない。

### **3 法定相続人情報を出力した書面提供後の対応**

法務局は、依頼人に対して法定相続人情報を出力した書面を提供した場合、当該法定相続人情報の作成をした法務局に対し、法定相続人情報を出力した書面を提供した旨をメール等により、依頼書の写しとともに情報提供する。

情報提供を受けた法務局は、今後、相続登記の相談等があることに留意する。

### **4 本取扱いにより作成又は取得した行政文書の管理**

本取扱いは、長期相続登記等未了土地解消作業の成果物である法定相続人情報を出力した書面を行政サービスとして提供するものであるため、本取扱いにより作成又は取得した文書は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき管理する。

### **5 その他**

- (1) 依頼人において法定相続人情報以外の登記簿の附属書類（戸籍謄本等）を確認するに当たっては、本取扱いによることはできず、従来どおり不動産登記法（平成16年法律第123号）第121条第2項に基づく関

覧の手續によることなる。

- (2) 本取扱いは、公共事業の実施主体（国、地方公共団体及び民間事業者）については対象外とする。

# 長期相続登記等未了土地解消作業に基づく 法定相続人情報を出力した書面の提供依頼書

※太枠内の記載をお願いします。

「長期間相続登記等がされていないことの通知」の写しを添付した場合は「\*」の記載は不要です。

依頼年月日	令和      年      月      日
依頼人の表示	住所 氏名 連絡先                      —                      — 現在の所有権の登記名義人との続柄（                      ）
代理人の表示	住所（事務所） 氏名 連絡先                      —                      — 依頼人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理
提供方法	<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送（※） ※郵送の場合、送付先は依頼人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。
不動産番号及び 不動産所在事項*	不動産番号 所在
現在の所有権の 登記名義人*	住所 氏名
法定相続人情報の 作成番号*	

（注意事項）この依頼に基づき提供する法定相続人情報を出力した書面は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づいて作成されたものであり、相続登記等の不動産登記の申請に利用していただくことを想定したものです。

※依頼人に係る本人確認書類  
運転免許証                      マイナンバーカード                      住民票記載事項証明書  
その他（                      ）

※代理人に係る本人確認書類  
運転免許証                      マイナンバーカード                      住民票記載事項証明書  
その他（                      ）

※代理人の権限を証する書面  
戸籍記載事項証明書                      後見登記等ファイルの登記事項証明書  
不在者財産管理人・相続財産管理人の選任に係る審判書  
委任状                      資格者代理人団体所定の身分証明書  
各士業法の規定を根拠に設立される法人の登記事項証明書  
その他（                      ）

受領	確認	提供

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇

様

## 長期間相続登記等がされていないことのお知らせ

平素より法務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の規定に基づき当局において調査した結果、下記の土地について、所有権の登記名義人が亡くなっているものの、名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。つきましては、当該土地の不動産登記簿上の所有者の法定相続人の地位（戸籍等によってその旨を確認することができた方。）にある貴殿に対し、その旨を通知いたします。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請やその前提となる相続人間の協議を行っていただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

登記申請に当たっては、現在の所有権の登記名義人の相続関係を法務局で調査して一覧化した図である「法定相続人情報」を御活用いただくことができます。最寄りの法務局において、貴殿に対して「法定相続人情報」を出力した書面を無料で提供しますので、提供を御希望される場合は、最寄りの法務局にお問い合わせください。

なお、既に相続放棄をされている場合など、貴殿が登記簿上の所有者の法定相続人の地位にない場合には、改めて法定相続人の地位にある方に通知をする必要がありますので、お手数ですが、当局まで御一報いただけますと幸いです。

その他、本通知の内容に関して御不明な点や、御質問等がございましたら、当局までお問い合わせください。

おって、相続登記の手続や申請書式等については、以下の法務省ホームページで案内しているほか、全国の司法書士会において、別添のとおり相談窓口を設けておりますので、お知らせします。

## 記

## 1 不動産番号及び不動産所在事項

〇〇〇〇〇〇 〇市〇町〇丁目〇番 他

## 2 現在の所有権の登記名義人

〇市〇町〇丁目〇番〇〇 〇〇 〇〇

## 3 法定相続人情報の作成番号

〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日

※ 本通知は、法定相続人が複数いる場合には、任意の1名の方に送付しています。

〇市〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇法務局 不動産登記部門（担当〇〇）  
連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※本制度の概要について法務省ホームページで確認することができます。→



※相続登記の手続や申請書式を知りたい方はこちら→



〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 様

長期間相続登記等がされていないことの通知  
及び相続登記に関する説明会の開催等について（お知らせ）

平素より法務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の規定に基づき当局において調査した結果、下記の土地について、所有権の登記名義人が亡くなられているものの、名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。つきましては、当該土地の不動産登記簿上の所有者の法定相続人の地位（戸籍等によってその旨を確認することができた方。）である貴殿に対し、その旨を通知いたします。

今後も相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請やその前提となる相続人間の協議を行っていただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

登記申請に当たっては、現在の所有権の登記名義人の相続関係を法務局で調査して一覧化した図である「法定相続人情報」を御活用いただくことができます。最寄りの法務局において、貴殿に対して「法定相続人情報」を出力した書面を無料で提供しますので、提供を御希望される場合は、最寄りの法務局にお問い合わせください。

なお、既に相続放棄をされている場合など、貴殿が登記簿上の所有者の法定相続人の地位にない場合には、改めて法定相続人の地位にある方に通知をする必要がありますので、お手数ですが、当局まで御一報いただけますと幸いです。

その他、本通知の内容に関して御不明な点や、相続登記等に関する御質問等がございましたら、当局までお問い合わせください。

## 記

## 1 不動産番号及び不動産所在事項

〇〇〇〇〇〇 〇市〇町〇丁目〇番 他

## 2 現在の所有権の登記名義人

〇市〇町〇丁目〇番〇〇 〇〇 〇〇

## 3 法定相続人情報の作成番号

〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日

※ 本通知は、法定相続人が複数いる場合には、任意の1名の方に送付しています。

〇市〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇法務局 不動産登記部門（担当〇〇）  
連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※本制度の概要について法務省ホームページで確認することができます。→



※相続登記の手続や申請書式を知りたい方はこちら→

